

第 1 回 第32期 静岡県青少年問題協議会

日時：令和 6 年 3 月 6 日（水）

午前 9 時30分～11時

場所：県庁別館 7 階 第 2 会議室 A

○事務局 定刻となりました。ただいまから、第 1 回第32期静岡県青少年問題協議会を開会いたします。

はじめに、会議資料 1 ページ「第32期静岡県青少年問題協議会委員名簿」を御覧ください。委員の皆様の委嘱、任命ですが、6 ページの静岡県青少年問題協議会設置条例第 3 条に基づき就任を依頼させていただき、今期は15名の皆様に、11月 1 日より 2 年間の任期で委員に御就任いただきます。御机上演委嘱状、任命状を置かせていただきました。よろしくお願いたします。

また、本日は 3 名の委員の方々が欠席されております。出席者は、会場の皆様とオンラインで御出席の宮下委員の12名となり、委員の半数以上となっております。8 ページの静岡県青少年問題協議会規則第 5 条により、会議は成立していることを御報告いたします。なお、宮下委員は公務の関係上、途中退席されますので、御承知おきください。

それでは、開会にあたりまして、静岡県教育委員会教育監、塩崎克幸より御挨拶申し上げます。

○教育監挨拶 静岡県教育委員会 教育監の塩崎でございます。第 32 期静岡県青少年問題協議会の委員に御就任いただきありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本県では、現「第 4 期静岡県子ども・若者計画」のもと、不登校やひこもり、ゲーム障害やネット依存、地域活動の担い手の養成や活動の支援、さらには困難を抱える子供・若者とその家族に対する支援など、様々な課題への対応に取り組んでいるところです。

さて、国の動向としましては、こども家庭庁の発足、こども基本法の施行、国の 3 つの大綱を束ねた「こども大綱」の策定など、こどもまんなか社会の実現に向けた施策が展開されております。

本県においても、こども未来課と社会教育課を中心に、「静岡県子ども・若者計画」を含め本県の 2 つの計画を束ねた「静岡県こども計画」の策定にむけて準備を進めていると

ころです。

本協議会におかれましては、青少年に係る課題について御協議いただきながら、委員の皆様様の御意見を踏まえましてより良い計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御支援・御協力を賜りますよう、お願いいたします。2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、今期の第32期協議会は、本日が第1回目の開催となりますので、委員の皆様より名簿順に自己紹介をお願いいたします。

所属とお名前、所属団体や御自身の活動内容について御紹介をお願いします。お時間の関係上、お一人1分程度でお願いいただければと思います。

では、赤堀委員よりお願いします。

○赤堀委員 皆様、こんにちは。私、今、この名簿にございますように、公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会の、ここには筆頭副会長と記載ございますが、今年度より新たに会長に就任いたしましたので、今年度は静岡県の会長で職を仰せつかっております。

私たち日本青年会議所は、地域の課題に取り組むところで日々活動しております。私たちも人材育成という観点から、若者、子どもとか、いろんな視点から事業なりを行ってまいますが、若者に固執したところは、今あまりないという状態です。というのも、地域の課題というと、皆さん、お子さんの問題とかいろいろあると思います。結構ナイーブなところが多くて、小さめな活動してまいますが、子どもたちがなかなか外出ないよとか、いろんな意見がございますので、この場をお借りして、私ももちろん1年間活動していく中で自分たちの活動にも落とし込んでいきたいですし、こちらでも、静岡県がどういう課題を抱えているかを広めていきたいと思っておりますので、2年間、どうぞよろしく申し上げます。

○安間委員 公益財団法人、浜松国際交流協会の安間でございます。

私どもは、国際交流、また異文化の理解、そういった事業のほかに、いわゆる外国につながる子どもたちのさまざまな課題、学校に行けないとか、就職がなかなかできないというさまざまな課題に対して、日夜、支援をしている、そのような仕事もしております。

今回のこの協議会で、いろいろ現場の話も交えながら、ぜひとも県のこども計画、新しい計画の中で、成果につながるような発言をできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木内委員 こんにちは。静岡県議会、文教警察委員会の委員長を仰せつかっております、富士宮市選出の県議会議員、木内と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○木村委員 皆さん、こんにちは。常葉大学の木村と申します。

私は、健康プロデュース学部に所属をしておりますが、大学全体の地域貢献センターのセンター長として、今、大学全体の役割を担っております。8割が常葉大学の学生は県内ですので、県の中でしっかり育てて、県内に送り出したいということで、地域貢献活動も積極的にやっているところです。よろしく願いいたします。

○工藤委員 初めまして、こんにちは。静岡大学教育学部初等学習開発学専攻2年の工藤弥生と申します。

私はふだん、浜松市にある観音山少年自然の家でボランティアスタッフをしています。その傍ら、学校では学校にまつわる諸問題について考えながら、実際に、現場に関わる子どもたちとの関連性とかも考えながら、ふだん活動しています。よろしく願いします。

○白井委員 おはようございます。静岡県コミュニティづくり推進協議会の常務理事兼事務局長をしております白井と申します。

私どものコミュニティづくり推進協議会は、地域で人々が生活するに当たって、地域との関わりは欠くことはできませんが、そういう中で明るい地域をつくっていかうということで、自治会、町内会、自主防災会などさまざまな活動がありますけども、それ以外に地域の皆様方がさまざまなグループをつくって、高齢者の居場所づくりであったり、青少年の健全育成、地域の環境美化であったり、防災、防犯、さまざまな活動に取り組まれていらっしゃいます。そういった活動をしている集団の育成・支援と、その活動を担う人材の養成を目的として、昭和54年から、1979年から活動を開始しておりまして、今年で45年にあたります。

私どもの育成をした皆様方は、今、地域で進められているコミュニティスクール、そういった活動の核を担ってくださる人材がたくさんいます。ぜひ、そういう地域と青少年、そういう視点で私どもはいろいろと意見を述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○三好委員 皆さん、おはようございます。リベラヒューマンサポートの三好と申します。

私たちの法人は、不登校児童生徒や引きこもり、障害を持った人たちの支援をやっているNPOになります。どうぞよろしく願いいたします。

○松村委員 皆様、おはようございます。松村友子と申します。

私は、静岡家庭裁判所の家事調停委員、静岡地方裁判所、簡易裁判所の民事調停委員、それから、裁判所に関わります少年友の会がございすけど、これは審判を受けるなり、ちょっと問題行動のあったお子さん方を社会に出すために支援をする、そのような活動をしてお

ります。そのの理事をしております。

また、児童養護施設の評議員も20年超えてやらせていただいている、もう一つ、老人施設、障害児施設を運営しております福祉会の理事もさせていただいております。どちらかといいますと困難を抱えた、表面には出てきにくいお子さん方と関わる人が多いものですから、そういった立場から、少しでも意見を述べさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○**諏訪部委員** 皆さん、おはようございます。富士宮市議会議長の諏訪部孝敏と申します。あと、静岡県公立高校PTA連合会の副会長もやっています。

今回、富士宮市としましても、引きこもりとか不登校が多くて、この問題に関しては市の近々の課題になっております。今日はどうぞよろしくお願いたします。

あと、木内県議と同じ中学校出身でございます。

○**鈴木委員** 皆さん、おはようございます。浜松ですけれど、認定NPO法人、魅惑的倶楽部と書いて、エキゾチッククラブと読みます。ちょっと怪しげな名前ですけど。あとは、静岡県青少年育成会議の副会長もやらせていただいています。

私たちのNPOは、知的障害の方たちのサポートや、HIV、エイズ予防啓発という活動の中で、LGBTとかセクシャルマイノリティの方のサポートや相談なども受けております。

そして、浜松市の市民協働センターという中間支援センターを指定管理してまして、そのNPOと指定管理と両方で、若い人たちの人材育成も取り組んでいます。今回初めて委員として就任しましたけれど、どうぞよろしくお願いたします。

○**菅沼委員** 更生保護女性会の菅沼敦子です。更生保護女性会というのは全国組織のボランティア団体です。

私たちの住む地域社会が明るく豊かで、犯罪がなく安心して暮らせる、そんな社会の実現を目指して、他団体と連携してさまざまなことに取り組んでいます。地域の子どもは地域で見守ろう、子どもたちが小さい頃から周囲の大人が温かく見守ることで、非行や犯罪の抑止になるのではと考えています。まずは、多くの地区で小中学校や通学路での挨拶運動、声掛け運動などをやってきています。60、70、80代のおばあさんたちの集まりですが、子どもたちの笑顔が見たい、そんな思いで活動しております。

○**事務局** それでは、宮下様、お願できますでしょうか。

○**宮下委員** 静岡県PTA連絡協議会で会長を務めさせていただいております、宮下と申します。

私は、以前は静岡大学に勤めておりましたので静岡市内に住居があるのですが、現在は中央大学法科大学院に勤務しております、今日は大学の会議の関係で東京からオンラインで参加させていただくということになり、しかも途中退席で大変御迷惑をお掛けいたします。

私自身は、PTA活動には2012年から12年間関わっておりますが、やはり子どもたちをめぐるいろんな環境の変化に応じて、さまざまな取組をしていかないといけないと思っておりますし、また、学校現場もさまざまな環境の変化の中、先生方が大変御苦労されているわけですが、私たち保護者として何ができるかということについても考えていかないといけないと思っております。

今回、このような協議会に参加させていただきまして、いろいろとご意見をお伺いしながらPTA活動にも役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 なお、本協議会は協議会規則第7条に基づきまして、委員の皆様を補佐する幹事を置いております。配付した会議資料3ページに幹事名簿がございますので、紹介に代えさせていただきます。

続きまして、会長の選出をお願いいたします。本協議会の会長、副会長は、6ページ、条例第3条第5項及び第7項により、委員による互選と定められております。会長は会務を総理するとされ、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理するとされております。

まずは、皆さんに会長を選任いただきたいと思います。皆様方から御推薦がありますでしょうか。

○菅沼委員 菅沼です。事務局に案があればお願いしたいと思います。

○事務局 ただいま、事務局に案があればという御意見をいただきましたので、事務局から案を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 ありがとうございます。

では、事務局といたしましては、第31期の会長をお務めいただきました木村委員に、引き続きお願いできればと思います。

木村委員は、児童の安全安心教育から大学生のボランティア活動、あるいは心理支援、幅広い年代の子ども、若者を対象に、多様な分野で御活躍をされています。木村委員に会長をお願いさせていただくということではいかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局 御賛同、ありがとうございました。

では、皆様に御賛同いただきましたので、木村委員に決定させていただきます。

それでは、副会長の選任を含め、ここからの進行は木村会長にお願いしたいと思います。

では、木村会長、会長の席へお移りください。

○木村会長 では、委員の皆様を選任していただきましたので、第32期の会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私、31期から関わらせていただいておりますが、子ども・若者なので、とても幅広い年代になってくるかなと思います。私事ですが、昨日、たまたま小学校で授業に入ったんですけど、ほかの教室で東日本大震災のことを授業でされてました。今年は能登の地震があつて、阪神・淡路大震災も1月でしたけど、今の小学生って、東日本大震災を知らないんだなというのと、大学生もだんだん知ってる子が少なくなってきた、記憶が薄れてるなと思いました。

その中で、静岡県で防災教育をもちろんやってこられてはいると思いますけど、もっとちゃんとしていかないといけないなということと、それに関わる教員養成、その中で防災教育をしっかりやっていく必要があるかなと、昨日、改めて実感したところで。ここの計画の中にも、そういったところも入ってくるのかなと思っております。

私の役割として、皆さんにいろんな意見を言っていただいて、それが計画の中に生かされることが一番大事かなと思っておりますので、可能な限り、精一杯務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、副会長の選出に移りたいと思いますが、どなたか御推薦がありますでしょうか。

特にないようでしたら、私からお名前を挙げさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○木村会長 では、私としましては、前副会長の石垣委員と同様に、多くの青少年健全育成団体が会員となっている静岡県青少年育成会議の副会長を務められています、NPO法人理事長として、本県の西部地区を中心に、子ども・若者育成支援に御尽力をされています鈴木委員にお願いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

○木村会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員に副会長をお願いしたいと思います。こちらの席をお願いいたします。

では、鈴木委員からも副会長として御挨拶を一言お願いいたします。

○鈴木副会長 副会長ということで、初めてのこの協議会の中で選出していただきまして、ありがとうございます。

私も木村先生と同じ西部地区ですけれど、県全体のいろいろな活動の団体とも交流がありますし、子どもたちに関わることで、中間支援センターで、中高生、小学生の人材育成の講座をしているんですけど、いろいろな子どもたちを取り巻く環境が変化をしている中で、大人たちがいいお手本となったり、その道しるべを示していくのはとても大事なことで感じていますので、この会議の手助けになればと思います。不慣れなところもありますけれど、どうぞよろしくお願いいたします。

○木村会長 続いて、協議会規則に基づき職務代理委員の指定をさせていただきます。

協議会規則第3条には、会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理するとあります。会長が指定するということですので、静岡家庭裁判所家事調停委員などをお務めの松村委員にお願いしたいと思います。御協力お願いいたします。

ありがとうございます。

続いて、評議会規則に基づき、本日の会議録の署名者2名を決めさせていただきます。

協議会規則第6条には、会議録に署名すべき委員の数は二人とし、会議の始めに会長が協議会に諮って、これを定めるとあります。

会議録そのものは事務局が作成しますので、後日、その会議録に署名をしていただきます。今回、新規に御就任いただいた委員の方々をお願いしたいと思いますが、名簿順で赤堀委員と安間委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではお願いいたします。

冒頭の手続は以上になります。

議事の5、第32期静岡県青少年問題協議会について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤ヶ谷） 社会教育課長の藤ヶ谷と申します。よろしくお願いいたします。

社会教育課で本協議会の事務局を仰せつかっておりますので、2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

今期の初めにあたりまして、本協議会の概要について御説明させていただきます。

資料は4ページになりますのでお開きください。

静岡県青少年問題協議会ですけれど、地方青少年問題協議会法、静岡県青少年問題協議会設

置条例に基づき設置されているものでございます。この法律と条例ですが、昭和28年の法律、条例でして、大変古い歴史がある協議会でございます。

所掌事務ですが、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の調査審議、関係機関の連絡調整で所掌事務が定められているところでございます。

組織につきましては、今期は15人で、このうち7人の新規の委員の方を迎えているところでございます。任期は、2の(1)令和5年11月1日から令和7年10月31日の2年間でございます。

協議内容は2の(2)、近年は「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン—第4期静岡県子ども・若者計画—」、子ども・若者計画の策定、評価に関して御意見をいただくといったことが主な協議会の協議内容になっておりましたけれども、これのほか、今期にしましては、ポツの2つ目、(仮称)静岡県子ども計画の策定について御協議をいただく予定であります。

後ほど詳しく御説明いたしますけど、先ほど教育監の説明にもありましたとおり、子ども基本法の施行に呼応して、県においても若い翼プランを包含した形で、子ども計画を新たに策定することを計画しております。これを来年度に1年間かけて策定していく予定でありますので、今後、その策定の進捗に合わせて御協議をいただきたいと思っております。

(3)今後のスケジュールは、今回以降、令和6年9月、7年2月に計画をしているところでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○木村会長 第32期静岡県青少年問題協議会について、御説明いただきました。

主に協議会では、新たに策定される(仮称)静岡県子ども計画の策定についてと、現計画、第4期静岡県子ども・若者計画の令和5年度の進捗状況について主に協議するとともに、必要に応じて青少年に関する個別テーマと協議事項として取り上げるとのことでした。

委員の皆様、ここまでで、何か御質問等ありますでしょうか。

では、ほかにないようですので、議事6、協議に移りたいと思います。

議事の6について、事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局より、初めに(仮称)静岡県子ども計画の策定について、資料1から3により説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。国が進めております子ども政策についてであります。

3ページ、子ども基本法(1)を御覧ください。ページ下の真ん中に振ってあるのが今回

の資料の通し番号となりますので、ページ下の真ん中の数字を見るようお願いいたします。

令和5年7月に施行されたこども基本法では、目的にあるように、次代の社会を担う全ての子どもたちの権利、擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することが必要とされ、6つの基本理念の下、国や地方公共団体の責務が明示されております。

4ページ、こども基本法（2）です。こども基本法が定めるこども施策とは、こどもや若者に関する取組をいい、大人になるまでの切れ目なくサポートをすることとされております。こどもや若者はもちろんのこと、関連する施策もその範囲としております。例としては、医療、雇用施策なども範囲とされております。

6ページ、こども基本法（4）です。地方公共団体に関連するものとして、主に2つあります。1つは第10条、都道府県こども計画、市町村こども計画の策定です。県や市町には、こども大綱を勘案したこども計画の策定が求められております。2つ目は、第11条に規定されている、こども等の意見の反映です。こども施策の策定、実施・評価するにあたり、こどもや子育て当事者の意見を聴取して、反映させるために必要な措置を講ずることが義務づけられております。また、意見聴取に際しましては、目的に応じてさまざまな事情を考慮するとともに、聴取した意見については、どのように扱われたかフィードバックすることが大切とされております。

7ページ、こども大綱です。こども大綱は令和5年12月22日に閣議決定をされました。こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた3つの大綱、少子化社会対策大綱、こども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを一元的に定めるものです。

第1 はじめににありますように、目指す姿に「こどもまんなか社会」が上げられており、全てのこども・若者が、身身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しております。第2 こども施策に関する基本的な方針として、①こども・若者を権利の主体とすること、②意見を聞き、ともに進めていくこと等、6つの方針が定められ、国、地方、関係団体との連携をしていくことも重要視されております。第3 こども施策に関する重要事項として、ライフステージごとの施策展開も必要とされております。第4 こども施策を推進するために必要な事項は、こども・若者の社会参画、意見反映の必要性が明示されております。

11ページ、こども・若者の意見反映で必要とされる事前準備、意見聴取、意見反映、フィ

ードバックといったサイクルについて記載されております。

12ページ、意見を聞くときには、多様な参画機会、意見を言いやすい環境づくりが必要とされております。また、声を上げにくい子ども・若者にも配慮することも必要とされております。そして、聴取された意見のフィードバックをすることで、子どもが施策づくりに関わったことに実感できるような対応をすることも求められております。

13ページ、国の子ども・若者意見反映推進事業のイメージです。本県も国の取組を参考にしつつ、子どもの意見を反映させる仕組みづくりの構築を検討しております。

14ページ、資料2を御覧ください。

本県におきましても、国の子ども大綱を勘案して、子ども計画を策定してまいります。子ども計画は、子ども・若者に関する既存計画を一体的に策定することができることとされていることから、本県としましては、社会教育課所管の若い翼プランと、子ども未来課が所管するふじさんっこ応援プランの2つの計画を包含する計画の策定を目指します。併せて、子ども・若者等の意見に対応するため、計画策定のプロセスにおいて意見聴取を実施し、子ども・若者の意見反映の取組を推進していきたいと考えております。また、全体像におきましては、既存2つの計画、また子ども・若者の意見反映をさせた静岡県としての子ども計画を策定していきたいと考えております。

3、計画の構成について、国の動向に合わせる形で、今後、施策を実行していくための子ども大綱の構成に準じて、柱立て等の組立てをしたいと考えております。

15ページの子ども大綱との比較による構成イメージを御覧ください。

子ども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた3つの大綱を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元に定めるものであり、本県の子ども計画は、その子ども大綱を勘案し、既存計画であるふじさんっこ応援プランと若い翼プランを包含する一体的な計画として策定していきたいと考えております。

構成の第1、はじめにとしましては、国の大綱では、子どもまんなか社会となっておりますが、計画には、本県が目指す在り方、計画の理念に相当するものを明示したいと考えております。第2、子ども施策に関する基本的な方針としては、子ども大綱の方針に基本的に準拠しつつ、静岡県としての方針を規定し、計画の基本目標に相当するものを記載していきたいと考えております。第3、子ども施策に関する重要事項としては、大綱と同様にライフステージ別に記載し、子ども・若者の視点に立って、分かりやすくしたものとしたいと考えております。第4、子ども施策を推進するために必要な事項としまして、1、子ども・若者の

社会参画・意見反映、2、こども施策の共通の基盤となる取組、3、施策の推進体制等についても進めていきたいと思ひます。

次にスケジュールについて説明をさせていただきます。16ページを御覧ください。

資料の上段は国の動き、下段は県の動きとなり、県の動きの中で、上段部はこども・若者の意見聴取の仕組みの構築、下段は計画の推進体制についてであります。

こども・若者の意見聴取の仕組み、構築については、こども・若者の意見反映の仕組みづくりプロジェクトを、現在、検討・調整中ですので、詳細につきましては今後の会議で説明させていただければと思ひます。

下段では、計画・策定の会議スケジュール等を記載しております。夏頃には骨子（案）、11月頃には計画（案）を策定する予定で、その後、パブリックコメントを実施して、3月には策定をする予定です。また、計画策定に併せて、庁内組織や、この会議のような審議会も含めて、どのような推進体制で計画を進めていくかについても検討をしていきたいと考えております。

17ページ、資料2-3は計画の柱立てについてです。左上がふじさんっこ応援プラン、右上がふじのくに若い翼プラン、左下にこども大綱の章立てを基に、右下に静岡県こども計画（案）を記載しております。

次に章のつくりの考え方ですが、18ページを御覧ください。

基本的には、既存計画を踏まえてのものとなりますが、第4章のこども施策に関する重要事項については、こども大綱との整合性を図るため、こども大綱と同じ柱立てにしたいと考えております。また、第5章の施策を推進するために必要な事項に、こども・若者の社会参画・意見反映の考え方と具体的な取組について明記したいと思ひます。

19ページ、資料3、ふじのくに若い翼プランの評価と課題について、前回の会議で、1のとおり評価の報告をさせていただき、2のとおり御意見をいただきました。現在、計画を進めるにあたっての課題については庁内で調査を行っておりますので、それを含めまして、計画策定のための課題を整理していきたいと考えております。

最後に資料4について説明をさせていただきます。20ページを御覧ください。

今年度実施しましたこどもの意見聴取について、説明をさせていただきます。来年度の計画策定を見据え、令和5年度中に以下のとおり意見聴取を行い、次の21ページに主な意見をまとめております。

こども・若者計画の関係の詳細につきましては、22ページ、23ページになりますので、そ

ちらを説明させていただきます。

静岡農業高校、静岡北特別支援学校南の丘分校、三島市立北中学校、掛川市立中小学校の4校で意見交換を実施しました。今回は準備期間が短かったこともあり、多くは生徒会との意見交換となりましたが、掛川市立中小学校はクラス全体で意見を聞くことができました。

テーマとしては、今の社会は自分の夢や希望をかなえられる社会だと思いますか、また、多くの人が夢をかなえるためには、どんなことが必要ですかを設定いたしました。

先ほど、子どもに意見を聞く際には事前準備が大切という国の考え方を説明させていただきましたが、やはり私たちも子どもたちに忌憚のない意見を言うてもらうための場づくりはとても大切なものだと感じました。

当日は、まず、子どもたちに身近な県の事業の紹介をするとともに、意見交換に入る前に、あなたは、今の社会は自分の夢や希望をかなえられる社会だと思いますかという設問を投げかけました。こちらは、こども意見聴取のアドバイザーをしていただいている土肥氏からのアドバイスによるもので、これにより、子どもたちに自分ごととして問題を考えてもらうとともに、イエス、ノーといった、答えやすい質問から入ることができました。

静岡農業高校では、進路に対する思いや経済的な不安などについて意見がありました。静岡県は大学等の進学先の選択が限られてしまっていることが、若者の県外の流出につながっているといった、県全体の課題としている部分にも意見等がありました。

静岡北特別支援学校南の丘分校では、生徒の多くは、今後、就職を控えているため、将来について真剣に考えることが伝わってきました。昔よりも働きやすい社会になっている、LGBTQなどいろいろな人を受け入れられる社会になってきているなど、今の社会をプラスとして捉えてる意見や、学校での職業体験をもっと充実させてほしいといった、自分の将来を見据えての学校への意見等もありました。

北中学校では、子ども会はいろんな子どもたちと仲よくなれる場なので、地域間の差がないようにしてほしいという意見があり、また意見交換の中では、その意見に賛同する声も多くありました。社会の変化の中で子ども会の活動も難しいことは、ある面においては仕方がないことと感じておりましたが、今回の意見交換で、本当にそれでいいのかと考えさせる文面もありました。

中小学校では、子どもたちが意見を出しやすいように、付箋なども活用して意見交換を行いました。初めは緊張が感じられましたが、最後には活発に意見交換がされました。運動会や体験活動が縮小されてしまっている、学校行事は重要なのでなくさないでほしいといった

学校行事に対する意見や、中学に進学すると友人関係や勉強に関して不安があるといった、将来に対する不安などの意見もありました。

4校に県職員が訪問しまして意見交換を行いました。ある学校の管理職には、今回のような意見交換の取組が学校にとってプラスになっていると捉えてくれて、学校でも生徒との意見交換をやってみようという話もありました。

このように、意見交換の副次的な効果も、今後、期待できるのではないかと感じております。子どもたちの意見を計画や施策に反映させることも大切だと思いますが、このような県の大切な会議で委員の皆様から御意見をいただけることも、大きな子どもの励みになると思いますので、意見交換についても御意見を頂ければと思います。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○木村会長 ただいま事務局より説明のあった（仮称）静岡県こども計画の策定等について、御意見や御質問等ありますでしょうか。

○木内委員 児童生徒の意見聴取についての取組内容について拝見をしましたが、まずテーマの設定がおかしいんじゃないかなと率直に思います。

というのは、こども基本法の理念にのっとれば、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されることとあるんですけど、今の社会は、多くの人が夢をかなえることって、そんなテーマで自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会であったかということ、全くテーマの設定がずれてるなと思います。

直接、あなたが今受けている教育は、あなたにとってどうですかと聞かなければならないのに、今の社会はどんな社会だと思いますか。こんなこと言ったら、いいこと言う会になるだけであって、何も直接、自己の意見は反映されないと思う。こんなことやるぐらいならやめてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○事務局 テーマ設定につきましては、御意見をいただいたとおりのところもあるんですが、こちらとしましても、学校にいろんな生徒がありまして、例えばLGBTQとか、そういった生徒もいるのも含めて、どちらかということ大きな範囲でくくったほうが、子どもたちが、そういったところの。

○木内委員 もう一回聞こうか。

○事務局 はい。

○木内委員 正直、怒ってるんで、もう一回聞きます。

自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会を確保することに関して、このテーマは適切ですか、イエスかノーでお答えください。

○事務局（藤ヶ谷） ただいまの御意見に関しては、適切ではないかなと思います。

○木内委員 修正してください。

○事務局（藤ヶ谷） この意見聴取ですけど、テーマ設定に関しては、今、御意見を参考にしながら、来年度、また改めて考えていきたいと思っておりますけども、まだまだ手探りで始めたところでございますので、その御意見を参考にしながら、来年度、また新たにやっていきたいと思っております。

○木内委員 重ねて、事前の教育が必要だということはよく分かります。例えば、この意見がどの程度反映され得るのか。例えば、子どもたちの意見がしっかりと表明されれば、例えば宿題は要らないとか、試験は要らないとか、成績をつけなくていいとか、クラス制一斉授業が要らないとか、そういうことも実現し得るのかどうか。そこまで説明して、子どもの意見を聞くのかどうか。

どれだけあなたの意見を真剣に聞くのかを曖昧にしたまま意見を聞くのであれば、これはこども基本法の理念に反すると、私は明確にここで、しっかり議事録に残してもらいたいですけど、表明します。

子どもが意見を言う以上、その意見を確実に、直接関係する事項に反映させるというコミットメントなしに聞くのであれば、それは詐欺だと思う。

○事務局（藤ヶ谷） 御意見の趣旨は非常に私もよく分かりますので、また来年度、意見を聞くときに御参考にさせていただきたいと思っております。

○木村会長 宮下委員がお時間がということですので、御意見をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○宮下委員 私の都合で先に発言をさせていただきます。

話の方向性が今のお話しとは一致しないかとは思いますが、私からは、今日ご説明をお伺いした中で、2つの点について御意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

1つは、これからの大綱の作成にあたって、ライフステージ別に策定をされるということでしたが、子どもについては、成長が段階を追っていきますし、そのときどきによって、随分、子どもの受け止め方または考え方も変わってきます。それと同時に、事務局の意見を聴取していただいた中では、障害をお持ちのお子さんたちからもお話を聞いていただいたということですが、大変、これは重要なこととして、子どもも多様化している状況で、

すなわちダイバーシティの時代の中で、ライフステージ別にどういう形をつくっていくかが非常に大事なことだと思います。

また、地域の方々も含めていただいた御意見の中で、地域との連携とか、あるいは学校間の交流の必要性について指摘されています。現在、小中一貫とか小中連携が各地で進んでおりますけれども、それを考えると、小学校だけとか中学校だけとか、そういった年齢とか学校だけで区分した、つまり学齢だけで区分したものだけでは、もはや語り切れない部分もあります。

とりわけ、公立小中については、いろいろなお子さんがいらっしゃるのと同時に、こういった連携が進んでおりますので、そうした中で、子どもを育てていくためにこういった形がいいのか、単純に年齢とかライフステージというものだけではなくて、小中一貫、あるいは小中連携といった学校間の連携、あるいは地域との連携を考えつつ、少し幅広に策定していただいたほうがよいのかなと思いました。

御提案が、まだ原案とか基本的な方向性という段階でございますので、その辺りについてもご検討をお願いしたいと思います。

もう一つだけ、数値目標というお話で、地域の方の声にもありましたが、この手のお話になりますと、達成しやすい目標をどうも設定しがちなところがあると思いますけれども、そうではなくて、子どもの成長は必ずしも数値で計れないところもたくさんあると思います。このような視点からすると、達成しやすい目標ではなく、学校あるいは子どもたちにとって必要な目標を立てていただいて、その結果、K P I や指標が多少低くなっても、それはやむを得ないのかなというところもありますので、ぜひ、本当に必要なもので目標を設定していただくようお願いできればと思います。

長くなりました。私からは以上でございます。10時半になりましたら退室させていただきますので、どうぞお許してください。どうぞよろしく願いいたします。

○木村会長 宮下委員、この後、お時間になりましたら途中退室されますので、御承知おきください。本日はありがとうございます。

この後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、それぞれの委員の皆様の分野もありますし、関心のあるものでも結構ですし、主として活動されているものでも結構ですので、御意見、御指摘、御感想等をいただきたいと思います。

また、説明した以外の内容の取組についても、もし御意見があれば出していただければと思いますので、それぞれの委員の皆様から頂きたいと思います。

順番に行きたいので、赤堀委員からでもよろしいですか。

○赤堀委員 まず一つ、質問をさせていただきたいです。今回、意見聴取で、令和5年に開催されたこの場所があるんですけど、こちらを選定した理由と、あとなぜ、もっとほかに聞くところがなかったというか、ここだけなのかというのをお聞かせください。

○事務局 今回、意見聴取をするのが、期間が短い面もありまして、できるところからやっていく形で、どちらかというところから教育委員会の職員につてがあるところから意見を聴取させていただきました。来年度以降につきましては、また全体を含めて考えさせていただきたいなど考えております。

○赤堀委員 先ほど、こども計画ということで、今後考えますよっておっしゃっていただいたんですけど、せっかくやるなら、もちろん静岡県内を全部網羅するようなことが一番望ましいのかなと思います。

プラス、先ほど木内さんからあったんですけど、テーマのことは触れられたので僕はあれですけども、大学生から小学生まで、あと保育園等の利用者親子ということもあって、テーマが先ほどのテーマ2つだけだと、ステージで違うと思うんです。小学生に対する質問と大学生に対する質問、もちろん課題も多分違うと思いますし、思ってること、聞きたいことも多分違うと思うんです。何を望んでる、僕らが何を聞きたいか、どういったものを反映したいかを選定することがいいのかなと思います。

重ねて、テーマというか、どういったものをどういった年齢層から聞いて、どのようところに反映していくのか、また考えていただいたほうがよいのかなと思いました。よろしくをお願いします。

○事務局 先ほども申し上げましたけども、この子どもの意見聴取が、正直、かなり戸惑いの中で始めたところがあります。国からのこども大綱、こども基本計画が示されて、この意見聴取はしなくちゃいけないわけですけど、それをどう取り組んだらいいのかが分からない中で、まずはやってみようというのが先ほどの4校でありました。

来年度には、健康福祉課で予算化もしていただいて、こども・若者の意見反映の仕組みづくりプロジェクトで、まず、そのプロジェクトの中で、テーマ設定にしても、あと、どういう形で意見をもらうのがいいのかについても、検討プロジェクト化して、全庁体制でやっていきたいと考えておりますので、また御意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○木村会長 安間委員、お願いします。

○安間委員 国際交流協会の安間です。

アンケートのお話、アンケートの実施に対して意見が出たので、私もそれに関連して、まずひとつお願いをしたいことがあります。

外国につながる子どもたちや若者たちに対してのアンケートを、ぜひ実施をしていただきたいということ。先ほど、資料の説明の12ページにもありましたけれども、意見を言いやすい環境と、あと声を上げにくい子ども・若者に対しても意見を取ることがこども大綱なりで決まっているようなので、そこはぜひやっていただきたいと思っております。まず、それが1点目です。

2点目は、そもそも論の話になるのですが、今回、県でおつくりになるのはこども計画。県民から見たときに、若者が入っていないと捉えられるのではないかなと、私個人としては危惧をしております。せっかく青少年問題協議会で若者に対して議論をしてきた、そういう中で、県がおつくりになる計画で、仮にこども基本法なりこども大綱なりでこども計画となっていたとしても、静岡県としてはこども・若者計画としてほしい。こども基本法の第何条に対して規定する計画ですよという規定さえすればいいのではないかなと思っております。計画ものは県民に広く知ってもらふ必要があると思います。そういった意味では、若者を仮に計画のタイトルに入れられないとしても、しっかり若者の分も入っていると定義をしていただきたいと思っております。

3点目、最後ですけれども、ふじさんっこ応援プランなり、今までの若い翼プランなりで、外国につながる子どもたち、若者たちに対して、いろいろな事業をやってきてくださっていると思いますけれども、今度の新計画の中でどういう事業を考えられていらっしゃるのか、その辺をもし、今日語っていただけるなら語っていただきたいと思っております。

実は県のホームページで、例えばふじさんっこ応援プランの評価書が昨年11月に出ていて、その中で、外国につながる子どもへの支援として、不就学の児童生徒の把握とか就学促進に向けた取組をすると書かれておりました。そういった評価をされていることは、そこを大事だよと押さえていらっしゃるのかなと思っております。

そういう事業も含めて、ライフステージで考えたときに、外国につながる子ども・若者に対して、どのような事業を考えていらっしゃるのか、ぜひ教えていただければと思っております。

○木村会長 事務局から、何か回答ございますか。

○事務局（藤ヶ谷） 外国人の子どもの意見については御意見をありがたく頂戴いたしたいと

思います。若者が抜けるのではないかという御心配については、確かにそのとおりだと思います。実際、こどもは、これは発達過程にある子は全てこどもなので、今の子ども・若者の概念よりも幅広いものですから、その点が誤解のないように工夫をしていきたいと思います。

外国人の子どもに対する施策につきましては、今、この中で答えられる方がいませんよね。また、これから計画をつくっていく中で考えていくことになるかと思いますが、すみません、今回はお答えできません。

○木村会長 木内委員は何かありますか。

○木内委員 先ほど申し上げたとおりですけど、何度でも言いますが、こども基本法のしっかりと理念にのっとり、直接関係する事項、全ての事項に関して意見を表明する機会を確保すること。とにかくこの点について、一切の妥協は、私はしてほしくないと思います。これなくしてやる価値なしだと思っているので、改めて言いますが、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保することです。

私の子ども、今、高校1年と小学6年生。小学6年生の子どもは、定義からすると不登校に当たると思います。学校に対して思うことはたくさんあります。現況の学校について思っていることはたくさんある。しかし、それについて自己の意見を表明して、その安全を確保して、直接言うことは現状できない。学校の先生に言うこともできなければ、それを聞く窓口もないです。それが反映される保証もないです。そういったところを真剣に取り組んでもらいたいなと思っています。

○木村会長 次、工藤委員お願いします。

○工藤委員 先ほど木内さんがおっしゃっていたことに関して、ちょっと疑問に思ったので、私からも一言あるんですけど。

自己に直接関係する全ての事項に対して、5ページに、どのような高校、学校を選ぶか、どのような職業に就くかなどの個々の子どもに直接影響を及ぼす事項と述べられていて、確かにこの部分は、私は割と考えていたほうだったんですけど、大学になって、いろいろ関わってみて、将来に向けてのことが変わった部分もありますし、静岡時代編集部で雑誌を作っているんですけど、たまたま高校とか中学生のキャリア形成に関わることをやらせていただいたときに、興味あることが分からないとか、何をしたらいいか分からないという声をすごく聞いていて。自分が中学生、高校生の進路選択をしたときよりも、何のために働くんだろとか、何のために学校に行くんだろと言ってる子がすごい増えてるなという印象はあります。

将来が分からないからこそ、そういうのを大人から聞くとか、大学生から聞くとか、もうちょっと具体的に考えられる場を設けた上で意見を述べられたら、もっと現実的につながっていくのではないかなというか、考えやすくなるんじゃないかなと思ったのが1つです。

もう一つが、6ページの第11条、こども等の意見の反映に関して、ここで2点あって。SNSを活用した意見聴取等などで意見を聴取すると書かれているんですけど、正直、SNSは確かに若者誰しもが使っていて、インスタグラムであったり、Tik Tokであったり、Xであったりは、多分持ってない人のほうが少ないです、アカウント自体を。

だとしても、学生であったり、若者・子どもがどうやって県庁のXにつながるのか、どうやってそことつながって意見を言えるようになるのか、まだ私にも分からなくて。なかなかSNSという媒介は、自分が興味ある情報に関してどんどん集まるようなシステムがつくられているので、そこにどうアプローチしていくのか、考えていきたいなと自分でも思いました。

最後に1つ、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすると書かれているんですけど、ここのフィードバックという部分が分からないなと思いました。施策とか、今、こういうふうに出る大綱を考えてると思うんですけど、考えて反映されるまでって、いろいろ段階を踏んで、いろいろ協議をして数年かかっていくわけで、数年かかっていく間にライフステージが変わっていくと思うので、どう反映していくのかなというのが疑問に残りました。

以上です。

○木村会長 次、白井委員。

○白井委員 いいですか、今のお答えはないですか。

今まで5人がお話しされましたけど、ここで答えになれないものが随分多いなという印象で、それは新年度に進める中で考えさせていただきますという回答が多かったので、ちょっと心配になります。

16ページのスケジュールを見ますと、次、このメンバーでお会いできるのは8月になるんですか、こども計画の骨子（案）の整理でお会いするとして。そのときには、今日出た意見に対して、こういう対応をしましたよと恐らく出てくると思うんです。いろんな計画に、私も現役時代、県職におりましたので、計画策定に携わったり、当事者としてつくってききましたけど、なかなか骨子（案）ができた後に、委員の皆様が意見を言ったことを反映していくのは、相当大変なんです。

できれば骨子（案）ができる前に、今日頂いた意見、それ以外の意見についても反映をしていくという姿勢というか、聞き取りをして、それを骨子（案）、原案に入れては、やり替えしながらつくっていく姿勢がないと、なかなか難しいのではないかなと率直に印象を持ちました。

その中で具体的なお話になりますけど、今日議論しなければならないのは章立てですから、資料の18ページになろうかと思います。資料の18ページで、新たな章のつくり方の案、考え方が示されていますので、これについて委員としての意見を述べたいと思います。

第1章、第2章は、御説明があったとおり、ふじさんっこ応援プランの第1章の内容であったり、ふじさんっこ応援プランの第2章と若い翼プランの第2章を統合した内容とするであったり、第3章についても、ふじさんっこ応援プランの第3章と翼プランの第1章を基につくるんだということで、今までのものを統合していく姿勢で、それは構わないと思うんです。

今現在、事務局でその分と、第5章の下、何章になるか分からず、児童クラブの需給計画にふじさんっこ応援プランから引継ぐところもありますが、上3つと下から2つ目の4つについて、既定の計画から引き継ぐことが明確にされていますが、今、既定の計画内で書かれていること、打ち出されている施策を、異次元の少子化対策として打って出る国に対して、地方でもこういう計画を立てないといけないので、静岡県らしい計画として打ち出すにあたって、新たにこういう視点でこの部分に対応していきたいんだよというお考えがあったら、まず教えていただきたい。これが1点目です。

第4章については、こども施策に関する重要事項で、大柱、中柱は、17ページの下第4章、ライフステージを通じた重要事項で、これは今回のこども大綱を受けて書くことになっていくと思います。ですので、ここについては、恐らくこども大綱との対比の中でつくられていくでしょうから、ここについて骨子（案）になってくるのか分かりませんが、もうちょっとかみ砕いて、こども大綱の書き方と今回狙っているところ、そういうもので思いがあったら、第4章のライフステージの記述方法について、何かお考えがあったら教えてください。

3点目、第5章です。先ほど木内委員からも意見があったアンケートのことです。アンケート、そもそもその計画の中に書くべきことは、資料の6ページにある、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、1点目。及び2点目として、多様な社会的活動に参画する機会が確保されることということで。

新たなこども計画の中には、意見を言う機会、表明する機会とか参画する機会、これが確保できてればいいんですか。その確保方法を計画の中に書くんですか。そこが疑問ですかね。

具体的にこういう意見を述べる機会をつくったよ。だから今後、こども計画においては、自己に関する直接の意見はこういう場で表明しなさい。それに対してはこういう答えをして、それはまたフィードバックをしていくんです、そういう仕組みをつくるのか。それとも、木内先生が言ったように、自己の直接に関する全てのことを、子どもたちから意見を聞いて、それを全部、こども計画に反映させるのか。

もちろん、こども計画には、パブリックコメントで子ども・若者からも意見を聞くことがありますから、こども計画全体に対しての子どもの意見は当然反映されるわけですけど、こと、自己実現に関する意見の表明と多様な社会活動に参画する機会の表明について、この2つをどう取り扱っていくのか。

もし、これを計画の中に全て入れるということであれば、2点目は、私どものコミュニティ活動にも関わる社会的活動における参画ですから、ぜひアンケートの内容を事前にお知らせいただきたいなと思いました。それが3点目で、質問でございますけれども、お答えをお願いします。

○木村会長 事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局（藤ヶ谷） 社会教育課長です。

この計画、こども計画の構成を今つくっていくにあたりましては、健康福祉部と共同で行わせていただいておりますけど、正直、社会教育課長といたしまして、今、白井委員から御指摘がありました、新たな視点があるか、ライフステージの考えといったことで御質問がありましたけれども、私のほうでは、今、お答えできるものを持っておりませんので、健康福祉部のほうで何かあれば、お答えいただけたらと思うんですけど。

○鈴木こども未来課長 こども未来課長の鈴木です。

今回の会議では、ふじさんっこ応援プランの評価については説明をいたしておりません。ふじさんっこ応援プランの審議会では詳しく説明をさせていただいてますけど、資料を入れさせていただいてないので、口答説明となり申し訳ありません。

こども計画へふじさんっこ応援プランから反映していかなければならない施策につきましては、こども大綱に含まれている全ての施策と比較し、ふじさんっこ応援プランの施策の中で、まだ薄いものとか入れられてないものをきちんと分析をいたしました。

さまざまな整理をした中で、特に課題だと考えているものが大きく分けて5つぐらいあり

ます。特に女性の県外流出に関して、移住施策、魅力のある働き方の創出、ニーズに合った結婚支援の充実を強く出していきたいと思っています。

それから、仕事と子育ての両立支援については、キャリア教育やライフデザイン教育の推進、男性の育児休業取得促進など、国の施策と連動しながら、強く打ち出していきたいと思っています。

さらに、子育てに優しい地域づくりに関しては、ふじさんっこ応援プランでもずっと取り組んでまいりましたが、ワンオペ育児や孤立した子育てが依然として課題となっていますことから、産前産後の子育ての伴走型支援等に力を入れていきたいと思っています。

その他、一昨年、保育現場での事故・事件があり、保育現場での安全対策や環境整備が非常に重要でありますので、本県としては安心して子どもを預けられる保育環境の整備を打ち出していきたい。それから、保育士の処遇改善についても進めていきたいと考えています。

今後、こども計画につきまして、ふじさんっこ応援プランと若い翼プランが一緒になることによって、今まで別々で捉えてきた児童虐待とかヤングケアラーの問題、いじめ、不登校、ニート、引きこもりといった青少年の課題につながるようなものは、こども計画で一元化して強く進めていかなければなりませんし、県の組織をどうするのかも検討しつつ、事業についても強力に進めていきたいと考えているところです。

こども基本法に基づく意見の反映については、こども基本法では、こども施策を立案、実施、評価するにあたって、こどもや子育て当事者の意見を聴取して、それを施策の推進に反映することが義務づけられております。

こども計画には、ふじさんっこ応援プランから引継ぐ施策、若い翼プランから引継ぐ施策があり、事業は全庁体制でやっております。どういった形で子どもの意見を聞けばいいのか、来年度予定している子どもの意見聴取プロジェクトの中で検討を進めていながら、本年度、こども未来課とか社会教育課でやっていただいたみたいな、直接現場に行つて意見を聞くようなものがあるのか、それとも、インターネット上で、皆さんでプラットフォームをつくって、いろんな方が意見を交わせるような場があるのか、それとも、こういった審議会のようなところに子ども・若者の代表の方が市民委員として参画いただくような場を設定することがいいのか、さまざまなものを検討していきたいと思っています。

また、聴取した意見の施策への反映結果をこども等にフィードバックしていく手法についても、来年度のプロジェクトの中で考えていながら、全庁挙げて施策へのこども等の意見反映を進めてまいります。

以上です。

○事務局（藤ヶ谷） 今、こども未来課長から、ふじさんっこプランの進捗のことを話していただきました。

若い翼プランに関しましては、正直、私ども遅れておりました、その課題整理を今現在行っているところです。また、課題整理ができましたら、委員の皆様には、新たな視点、こども計画に対してどういった姿勢で臨むのかについて、まとめてお示ししていきたいと思いません。申し訳ありません。

○白井委員 それでは、確認です。意見聴取、意見を聞くよというのは、先ほどあった自立に対する意見と地域社会への参画について聞くんだと。聞き方も、アンケートで聞くやり方もあるし、審議会でやるやり方もあるし、やり方もいろいろ考えるんだ。それを計画の中に盛り込むんだと、そういうことでいいのね。

それでは、例えばアンケートでどういうことを聞けばいいのか、6ページにある2点、それに合うようなもの。自己に直接関係すると、多様な社会的活動にというものを、どういうものを聞くかは非常に重要なので。それから、まだ評価できてない翼の評価を、これから8月の骨子（案）の中に入れ込んでいく話で、冒頭言ったとおり、かなりのボリュームの作業がある中で、非常に心配をしています。

私の個人的な考えとしては、書面でもいいですけど、ここの委員の意見も聴取をする方法はあると思います。そういう中で、後戻りがないよというか、非常に大きな計画を立てることになりますから、そういう手続というか進め方をされたらいかがかなと個人的には思っています。

以上です。

○事務局（藤ヶ谷） 先ほど申し上げましたとおり、まだ、ふじさんっこプランと比べて、若い翼プランの、こども計画に向けた分析がかなり遅れている状況でございますので、課題整理できた段階で、委員の皆様には何らかの形で御意見いただく機会を設けたいと思います。

○白井委員 それだけじゃなくて、アンケートの仕方なんかでも。

○事務局（藤ヶ谷） ありがとうございます。

○木村会長 時間が大分タイトになってまいりましたが、お願いいたします。

○菅沼委員 菅沼です。資料の22ページ、学校における児童生徒の意見聴取についてで、御質問と私の感じたことを述べさせていただきます。

テーマの下に、学校を抽出されたんですね。高校と特別支援学校と中学校と小学校。もし

よければ、これはどういうお考えからこの学校にされたのかお聞きしたいです。見ますと、東部地区で1校、中部で2校、西部で1校と東・中・西と分かれている。

意見聴取ということは、多くの方、いろんな方がいる中で発表されるということですよ。児童生徒の中には、なかなか人前できちんとした発表ができるお子さんばかりではない。主な意見ですので、それ以外のもう少し違う意見もあるのかなとは思っています。

感心したのは、高校生、中学生もそうですが、特に小学生がこのような意見をちゃんと持っていることで、非常に感心しました。例えば物価上昇など不安がある、経済的理由で夢がかなわないこともあると考えてる。意見聴取をして、それを何に反映するか、発表していただきたらできることはかなえられるように努力します、ということが事前にお話があったことだろうと思います。

以前、学校の校則、頭髪とか服装とかその他もろもろの校則について、子どもたちからの不満もある、時代の流れもあるということで、いろんなところで改革が行われて、以前と比べれば大分学校での生活がしやすくなってきているのではないかなと思います。子どもたちの生活の大部分を占める学校生活ですので、少しでも楽しく学校に行けるようにという配慮、大人は当然持つわけです。

私はこの3年ほど、地元の中学校の学校運営協議会の委員をさせてもらっています。年3回ほど授業参観をして、その後、校長先生、教頭先生、委員の人たちでいろんなこととお話しするんですが、年1回、学校は楽しいか、授業はついて行けるかということアンケートします。

私が聞いたのでは、7割以上学校が楽しいと言っている。そうでない子どもさんたちについては、学校ではいろいろ手だてを考えていると聞いています。あまり楽しくないと思ってる子どもたちも楽しくなれるように、学校生活で成長していける、そういう手だてをこれからも考えていく必要があるかと思っています。

先ほど、お話ししました、何か理由があってこの学校を選んだとか、そういうことがございましたらお聞かせ願いますでしょうか。

○事務局 学校の選定につきましては、今回、期間的に短いところで実施したところもありまして、こちらの教育委員会でつてがある学校から実施している形になります。

あと、実際の意見交換につきましてはグループワーク形式で実施しておりましたので、その中で、子ども同士の意見も聞きながら、意見交換をされておりました。なかなか自分の言うことは、多分言いつらい部分もあるのかなというところあったんですけど、結構、生徒は、

自分の家のこととかもお話しされ、いろんな話をしながら意見交換が進めることができたかなと感じております。

○菅沼委員 この4校だけでこれらの意見を基に今後のプランに反映させるのでは、少ないかなと思います。例えば高等学校ですと、実業高校、普通高校と高校が違えば違ってくるだろうと思うんです。

こういう企画を立てるのは事前の準備がいろいろ大変かと思いますが、これだけでは不足かなって思いました。

○事務局（藤ヶ谷） 事務局からです。

先ほどの4校は、取りあえず、まず子どもの意見聴取ってどういうものかをやってみようというところで、試行的に行ったところもございます。来年度、こども計画をつくっていくにあたりましては、さまざまな校種もありますし、やり方もこうった形だけではなくて、もっと意見の言いにくい子にもどういったアプローチしたらいいかも検討して、広く意見を求めていきたいと思っております。

○木村会長 諏訪部委員、お願いします。

○諏訪部委員 こども基本法4、6ページ、第10条ですが、都道府県のこども計画、市町村ごと計画の策定ですけど、県で各市町村に、こういう施策があつて、指導はやるんですか。というのは、市町村ごとにやると、いろんな弊害というか、同じ目標に向かって、こどもまんなかでやると思いますが、県のほうでそういう指導は行われるのでしょうか。

○事務局（藤ヶ谷） 市町村についても、今、法律で課されておりますので、私どもは県のこども計画をつくり、これを勘案して、市町でつくっていただくところになっております。

○諏訪部委員 あと、第11条のところ、こども等の意見の反映。先ほど白井さんから、アンケートなりパブリックコメントの内容を計画の中で、8月辺りに、その前にアンケートをやるわけですね。その内容を事前にお示しいただきたいと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○事務局 来年度の意見聴取をどのようにやっていくかについて、まだ詳細、これから検討していくとありますので、可能であれば委員の御指摘のとおりになりたいと思っておりますけど、そこは検討させていただきたいかなと思っております。

○諏訪部委員 よろしく申し上げます。

○木村会長 松村委員、お願いします。

○松村委員 まずは聴取に行かれた御担当者の方、今の発表者も含めて、大変お疲れさまでございました。恐らく、現場に出るにあたっては、いろいろ手続上の困難やお迷いもあったか

と思いますけど、まずは一步ということ、大変貴重な一步ではなかったかと思います。

この先、木内先生等おっしゃっていたように、より理想的なものに近づいていくことを信じておりますので、また引き続きお願いしたいところでもあります。庁舎内や机の上だけのデータではなくて、現場に出ていかれたということ、人の熱量ってやっぱり大きいものがあると思うので、皆さんの思いを感じていただけたというところはよろしかったのかなとは思っています。

もう一点、全体的なことにはなりますけれど、（仮称）静岡県子ども計画に関しましては、大変、私としては好印象を受けております。理由は2点ありまして、1点目は大変シンプルな名称であること。何だか大綱、何だか大綱と並べられてしまうと、なかなか見る気もしなくなったりするんですが、大きな名前にしていただけたこと。

もう一つは、一体的にという記載があったと思いますが、一体的な計画。社会教育課さん、子ども未来課さん等が、縦割りではなくて一緒にやられることは、効率の意味からも意味があると思いますので、大変期待できる計画ではないかと思います。

皆さん、いろいろ細かいところから専門性のある貴重な御意見をいただいたところですが、私としましては大変期待をしておりますし、我々の意見もぜひ、こういったいろんな意見をお持ちの皆さんが集まっておられるものですから、反映していただけたらありがたいなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○木村会長 最後、三好委員、お願いします。

○三好委員 お伺いしたいことは、そもそも計画はつくるのが目的ではなくて、その計画がどのように実行されるのかと、個人的には、全ての子どもたちが恩恵を受けるのがすごく大事なところだと思います。ゴールはどこにあるのかを明確にした上でお話を進めていかないと、すごく部分部分の話になってるんです。ゴールがここにあるから、こういうテーマでアンケートを取るとか、こういう章立てにするというところがないと、ただ、既存のものをそのまま置き替えるのは、僕はちょっと違うんじゃないかな。ゴールはどこにあるんだ。

あとは、既に実際されている県や各自治体の事業、もしくは学校における教育活動等の関連性を明確にしないと、ただ計画をつくりましたということで終わってしまうような気がするんです。この計画がつけられたことによって、学校や、いろんな事業所とか、子どもや若者が住む場所で何らかの変化が起こるところを、皆さんで考えていきたいかなと思いました。

どんな地域をつくりたいのか、どんな環境をつくりたいのかがベースにあって計画はつく

られるものであって、どうやって計画をつくるかという順序が逆になってるような気がします。ゴールがないと駄目じゃないかなって思います。

簡単に言うと、既存の、例えば生徒指導提要が、一昨年12月に改訂されたんです。不登校の子どもに対する対応を変えましょうということで施行されてるはずですけど、実際の学校現場では、以前と同じような対応を行われてるみたいなどころがあるので。

実際にこの計画をどうやって使っていくんですか、子どもたち側にどうやって恩恵が受けられるような環境をつくるんですか、県民の人たちにも分かりやすい計画になってるんですか、どうやって知らせるんですかみたいなゴールを決めた上でやっていったほうがいいのじゃないのかなというのが、今日の私の印象です。

以上です。

○事務局（藤ヶ谷） おっしゃるとおりだと思います。第3章で、計画の基本理念、基本目標を定めていくわけですが、この中でしっかり、今、御意見を言っていたことを踏まえて、検討してまいりたいと思います。

○木村会長 短い時間の中で、委員の皆様、大変貴重な御意見、御感想等いただきまして、ありがとうございました。

この計画は、皆さんが言われたように、子どもたちの意見をどう反映するか、子どもアドボガシーですか、その辺りが中心になってくるのかなと思いました。委員の皆様が言われたように、必ずしも意見を言えない子もいるとか、グループワーク苦手な子どももいる中で、どうやってその意見を聞いていくか、私はSNSとかがうまく活用できるのではないかなと思いました。これから協議されるということですので、そういったところを期待したいと思います。

回し方が悪くてオーバーしてしまいましたが、協議を終えたいと思います。

最後に、副会長から最終的な御感想、御挨拶をいただきたいと思います、お願いいたします。

○鈴木副会長 私の感想も含めまして、最後にお話しさせていただきたいです。

アンケートにも関わってくるんですけど、学校だけですけれど、実は学校だけではなくて、例えば、先ほど安間委員が外国人のことをと言いましたけれど、外国人学校だけでもなく、外国人の母国語とか日本語の教育をしてるNPOもたくさんあると思います。それから、NPOやいろんな団体でフリースクールをやっていたり、不登校だったり、引きこもりの子どもたちの対策を考えたり、交流をしてるところもたくさんあると思いますので、学校だけで

はなくて、そういった団体ですとかNPOなどへのアクションも起こしていただいて、いろいろな子どもたちが一人も取り残されないと考えていただきたいと思います。

テーマの中で、結婚や出産の希望がかなえられる社会の実現に私はちょっと引っかかりまして。結婚をしないという選択をする人や、出産したくてもできない人たちもいますので、子どもたちの中にはLGBTの子たちもいますし、それが理想ではないと思います。そういう書き方ではないと思いますが、私たちがこれが普通だなと思うことが、ほかの子たちにとってみたら、そうではないと思うところもあると思いますので、これが常識と思って質問をつくってしまうと、ちょっと傷ついてしまう子たちもいるかと思いますが、質問やいろんな文言によって、差別、偏見が生まれやすいような書き方や聞き方をしていただきたいなと思います。

最後にそれをお願いして、終わりたいと思います。

○木村会長 それでは事務局に戻します。よろしくをお願いします。

○事務局 皆様、御協議ありがとうございました。最後に事務局より、会議録の作成について連絡いたします。

会議録を作成しまして、県のホームページ等で公開させていただきます。録音した御発言内容を文字起こしした原稿を、事務局から皆様にメール等でお送りさせていただきます。全ての委員の皆様が御確認をいただいた後、本日、会議録の署名者に選出されました赤堀委員、安間委員に署名をお願いいたします。また、追って連絡させていただきます。よろしくをお願いします。

また、令和6年度におきましては、本協議会は3回予定しております。今の段階では9月を予定しておりますので、また連絡をさせていただきます。

以上になります。

以上をもちまして、第1回第32期静岡県青少年問題協議会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。